

退職後の加入年金制度について

共済組合に加入している方は、将来の年金受給に正確を期するため、退職後の加入年金制度について把握する必要があります。

については、退職後の状況に応じて、退職後の加入年金制度について退職者本人でご確認の上、該当する加入年金制度にチェックを入れ、配属または所属の部局等担当グループにご提出ください。

なお、提出後に報告内容の変更があった場合は、直接福利厚生グループ（福利厚生担当）へご連絡ください。

確認方法（退職後の状況に応じて）

- **転職の場合**・・・新しい就職先の採用担当に確認をとってください。
- **就職先未定の場合**（無職、配偶者等の被扶養者になる、共済組合の任意継続をする場合を含む）
・・・「その他」を選択してください。

確認事項等記入欄

1. 配属又は所属			
2. 職員番号			
3. 氏名			
4. 退職後の加入年金制度について該当する区分にチェックを入れてください			
<input type="checkbox"/>	①国家公務員共済組合（共済短期組合員を除く）		
<input type="checkbox"/>	②地方公務員の共済組合（以下の共済組合） 地方職員共済組合、都道府県毎の市町村職員共済組合、公立学校共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合、都職員共済組合、警察共済組合		 「 組合員転出届書 」 を併せて提出
<input type="checkbox"/>	③その他 共済短期組合員、厚生年金保険、国民年金保険、私立学校教職員共済など		 「 退職届 」 を併せて提出
5. 就職先が決まっている場合、以下にご記入ください。			
就職年月日	就職先	職名	
年 月 日			

※ この届に記載された個人情報は、福利厚生関係に必要な手続を行うために利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

この届出に関する個人情報の取扱いについては、財務・総務室人事部福利厚生グループにお問い合わせください。